

(目的)

この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に關する必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 農地等 現に農業の用に供されている農地若しくは採草放牧地、現に林業の用に供されている森林又は現に漁業の用に供されている池沼（これらに隣接し、かつ、これらと一体となつて農林漁業の用に供されている農業用道路その他の土地を含む。）をいう。

二 公共施設等 公園、緑地その他の政令で定める公共の用に供する施設及び学校、病院その他の公益性が高いと認められる施設で政令で定めるものをいう。

三 生産緑地 第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の土地又は森林をいう。

四 地方公共団体等 地方公共団体及び土地開發公社その他の政令で定める法人をいう。

五 第二条の二 国及び地方公共団体は、公園、緑地その他の公共空地の整備の現況及び将来の見通しを勘案して、都市における農地等の適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資するよう努めなければならない。

(生産緑地地区に関する都市計画)

第三条 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

一 公害又は灾害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。

二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。

三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えているものであること。

三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えているものであること。

2	市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかるらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができるものである。
3	生産緑地地区に関する都市計画の案については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、第一百六条第三項又は農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）、第八十八条第二項の規定による要請があつた土地の区域に係るものを除き、当該生産緑地地区内における農地等の利害関係人の同意を得なければならない。
4	前項の「農地等利害関係人」とは、農地等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百九号）、第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された農地等）については、当該農地等に対応する従前の土地以下この項において同じ。）について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記名義人をいう。
5	生産緑地地区に関する都市計画を定めるに当たっては、当該生産緑地地区に係る農地等及びその周辺の地域における幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備に支障を及ぼさないようにして、かつ、当該都市計画区域内における土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにしなければならない。
6	生産緑地地区に関する都市計画は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）、第四条第一項に規定する基本計画（同条第二項第五号に掲げる事項が定められているものに限る。）が定められている場合には、当該基本計画に即して定めなければならない。

第四条及び第五条 刪除

(標識の設置等)

前項

2	市町村は、生産緑地地区に関する都市計画が定められたときは、その地区内における標識の設置その他の適切な方法により、その地区が生産緑地地区である旨を明示しなければならない。
3	生産緑地地区内における行為の制限
4	生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
5	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
6	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
7	水面の埋立て又は干拓
2	市町村長は、前項各号に掲げる行為をしよ
3	生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をしよ
4	市町村長は、第四項の規定による通知又は第五項若しくは前項の規定による届出があつた者は、その行為をした日から起算して三十日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。
5	生産緑地地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して十四日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。

一 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの

イ 農産物、林産物又は水産物（以下この項において「農産物等」という。）の生産又は集荷の用に供する施設

ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

ハ 農産物等の処理又はこれを主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ニ 農産物等又はこれに付する施設

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ハ 農産物等の貯蔵に必要な共同利用施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

ハ 農産物等の処理又はこれを主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ニ 農産物等又はこれに付する施設

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ハ 農産物等の貯蔵に必要な共同利用施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

ハ 農産物等の処理又はこれを主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ニ 農産物等又はこれに付する施設

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ハ 農産物等の貯蔵に必要な共同利用施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

ハ 農産物等の処理又はこれを主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ニ 農産物等又はこれに付する施設

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ハ 農産物等の貯蔵に必要な共同利用施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

ハ 農産物等の処理又はこれを主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ニ 農産物等又はこれに付する施設

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ハ 農産物等の貯蔵に必要な共同利用施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

ハ 農産物等の処理又はこれを主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ニ 農産物等又はこれに付する施設

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ハ 農産物等の貯蔵に必要な共同利用施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

ハ 農産物等の処理又はこれを主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ニ 農産物等又はこれに付する施設

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ハ 農産物等の貯蔵に必要な共同利用施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

ハ 農産物等の処理又はこれを主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ニ 農産物等又はこれに付する施設

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ハ 農産物等の貯蔵に必要な共同利用施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

ハ 農産物等の処理又はこれを主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ニ 農産物等又はこれに付する施設

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ハ 農産物等の貯蔵に必要な共同利用施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

ハ 農産物等の処理又はこれを主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ニ 農産物等又はこれに付する施設

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ハ 農産物等の貯蔵に必要な共同利用施設

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）

○五号 附 則 (平成一九年八月三〇日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月一二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定（公布の日）

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定、第四条中

同条の次に一条を加える改正規定、第四条中

生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第

十条の改正規定、同条の次に五条を加える改

正規定及び同法第十二条の改正規定並びに第

五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び

第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第

七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八

条（地域における歴史的風致の維持及び向上

に関する法律（平成二十年法律第四十号）第

三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、

第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十

三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法

律第七号）第十五条の改正規定に限る。）

の規定（公布の日から起算して一年を超えて

い範囲内において政令で定める日）

(生産緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に行われた第四条の規定による改正前の生産緑地法第八条第一項の許可の申請は、第四条の規定による改正後の生産緑地法

（次項において「新生產緑地法」という。）第八

条第一項の許可の申請とみなす。

2 新生產緑地法第十条から第十条の六までの規

定は、附則第二号に掲げる規定の施行の

際現に都市計画に定められている生産緑地地区

に係る生産緑地についても、適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定による改正後の規定の施行

の状況について検討を加え、必要があると認め

るときは、その結果に基づいて必要な措置を講

ずるものとする。

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

1 (施行期日)
この法律は、刑法等二部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）
二 第五百九条の規定（公布の日）